

● 中学校☆子育てサロンのご案内 ●

宇美町内の中学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることができるフリースペースです。お昼休みや授業で中学生が遊びに来ることもよくあり福岡県内の中学校でも数少ない取組の一つです。サロンはおもちゃもあり「子育て支援センターゆうゆう」のスタッフもいますので安心して遊びに来てください。



利用者の声

- ・親も子ども中学生との交流の機会がほとんどないので、中学校サロンはお互いにとって、とても素晴らしいと思います。また遊びたいと言っていました。
- ・中学生の皆さんが一生けん命仲良く遊んでくれたのでよかったです。
- ・子どもたちにはいっばい笑顔で接してくれてありがとう。

☆☆平成28年度 サロン開設予定日☆☆

	宇美東中	宇美南中	宇美中
開設場所	視聴覚室(1階)	多目的室(1階)	多目的室(2階)
開設時間	10時～14時		
5月	25(水)	26(木)	10(火)
6月	22(水)	23(木)	7(火)
7月	6(水)	14(木)	5(火)
9月	21(水)	29(木)	13(火)
10月	5(水)・26(水)	13(木)	4(火)
11月	16(水)	10(木)	8(火)
12月	7(水)	8(木)	13(火)
1月		12(木)	
2月			
3月			

問い合わせ 子育て支援センター・ゆうゆう ☎957-6450 子育て支援課 子育て支援係 ☎933-1322

～世代間交流子育てサロン～「てくてくひろば」のご案内

うみハピネスと 貴船公園であそぼう!



「てくてくひろば」は地域のボランティアさんといっしょに季節を感じながら公園であそんだりおさんぽして楽しむ場所です。子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っています♪

お天気のよい日は
みんなでお弁当を
食べましょう



とき	5月27日(金)	6月24日(金)	7月29日(金)
	8月19日(金)	9月23日(金)	10月28日(金)
	11月25日(金)	12月16日(金)	1月27日(金)

うみハピネス
多目的ホールで
受付してね☆

じかん 10時～14時
(時間内はいつ来ても帰ってもOKです)

持ち物 ・帽子・水筒・レジャーシート
・お弁当(必要な方)

ばしょ ・貴船公園(うみハピネス横)
・うみハピネス多目的ホール

地域の皆さまへ 世代間交流♡子育てサロン「てくてくひろば」は、地域ぐるみで子育てを楽しみ、新たな出会いやふれあいが出来る場を目指しています。ボランティアをご希望の方は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ 子育て支援センター・ゆうゆう ☎957-6450 子育て支援課 子育て支援係 ☎933-1322

宇美町立こども療育センター すくすく からのお知らせ

平成28年度から レスパイト事業の廃止 および 土曜日の閉館について

すくすくでは、心身の発達に気がかりなところがある就学前の乳幼児とその保護者を対象に、発達相談や療育訓練(個別・集団)を行っているところですが、すくすく開所当初から行われてきた『レスパイト事業』を、平成27年度をもって廃止しております。このことに伴って、土曜日も休館になっています。

同様のサービスとして、「日中一時支援事業」があります。こちらは障がい者(児)などの日中における活動の場を確保し、障がい者(児)などの家族の就労支援および障がい者(児)などを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としたものです。このサービスをご利用いただくには、福祉課にて所定のお手続きが必要です。詳しくは福祉課にお問い合わせください。

すくすくでは、平日行われている療育を充実すべく、お子様の年齢や状態に応じた訓練や保護者様のご相談への対応にお一層の力を注いでいきます。ご相談やご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ こども療育センター すくすく ☎934-3933 子育て支援課 子育て支援係 ☎933-1322 福祉課 福祉係 ☎934-2278

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などの併給ができるようになりました。必ず公的年金給付等の額が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
月額	○3歳未満(一律)15,000円 ○3歳以上小学校修了前(第1・第2子)10,000円(第3子以降)15,000円 ○中学生(一律)10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。 ○特例給付(所得制限限度額以上)(一律)5,000円	<p>《平成28年4月分～》</p> <p>○全部支給 42,330円 ○一部支給 42,320円～9,990円</p> <p>2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子以降一人につき3,000円</p> <p>●所得が一定以上の場合には手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ違います)</p>	<p>《平成28年4月分～》</p> <p>○1級の方 51,500円 ○2級の方 34,300円</p>
支給日	10月・2月・6月の10日	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。			
提出月	6月	8月	8月
現況届	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。		

問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎934-2250

児童手当 現況届について

★現況届とは

児童手当を受給している方は、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するためのものです。6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送します。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。また、平成24年6月分から、所得制限が導入されました。限度額を超える場合には、手当額が一律5,000円(特例給付)になります。